

債 務 整 理 報 酬 額 表

(平成 28 年 4 月 1 日改定)

I. 任意整理・過払金返還請求・特定調停 (非事業者の場合)

項 目	基本報酬 (消費税別)	成功報酬 (消費税別)	おもな実費 (別料金)
1. 任意整理 (訴訟外)	①消費者金融 信販会社・銀行等 1社 20,000 円	①ゼロ和解・一括弁済 時効援用 1社 10,000 円	○通信費 (郵便代・送料等) ○交通費 (運賃・通行料等)
	②商工ローン・ヤミ金等 1社 30,000 円	②分割弁済 1社 20,000 円	
※同じ会社でも合併前は別会社であったもの、支店やブランドが異なる契約は、別会社として計算させていただきます。 ※債権者から訴訟を起こされた場合には、別途「裁判業務報酬額表」によります。			
2. 過払金 返還請求 (訴訟外)	消費者金融・信販会社等 1社 20,000 円	1社ごとに返還額の 20% (最低 10,000 円)	○通信費 (郵便代・送料等) ○交通費 (運賃・通行料等)
	※同じ会社でも合併前は別会社であったもの、支店やブランドが異なる契約は、別会社として計算させていただきます。		
3. 過払金 返還請求 (訴訟代理)	消費者金融・信販会社等 1社 50,000 円	1社ごとに返還額の 20% (最低 10,000 円)	○通信費 ○交通費 ○訴訟印紙代 ○予納郵券代
	※訴訟代理は、簡裁代理権の範囲内 (140万円以下) の事件に限ります。 ※訴訟係属後に和解した場合を含みます。なお、強制執行は別料金となります。		
4. 裁判書類 作成事件	別紙「裁判関係業務 報酬額表」に従います。		○訴訟印紙代 ○予納郵券代
	※原告事件及び被告事件、訴訟係属後の和解事件を含みます。 ※簡裁代理権の範囲外の事件、控訴事件や強制執行事件を含みます。		
5. 特定調停	上記 1 の報酬額に、以下の額を加算 1事件 20,000 円		○調停印紙代 ○予納郵券代
	※司法書士が代理人となる場合には基本報酬+成功報酬+上記加算金の合計額を請求いたしますが、調停申立書の作成のみの場合には成功報酬額は請求いたしません。		
6. 振込代行料	振込回数×500 円		○振込手数料
7. 相談料	相談のみの場合：初回 90 分無料 以降：10 分毎に 1,000 円		
8. 日 当	裁判所への出廷や交渉、面談で出張する場合 (往復 1 時間を超える場合) →超過した時間 30 分毎に 3,000 円 (ただし 1 日 48,000 円まで)		
9. その他	①依頼人都合による契約解除、依頼人の委任契約違反を原因とする辞任、または弁護士等に再委任した場合は、基本報酬分を請求させていただきます。 ②和解契約の成立後に、再度支払い月額等の変更につき各借入先との交渉を受任する場合には、当初の委任契約とは別契約となります。 ③抵当権抹消登記の依頼は、別途不動産登記業務の費用がかかります。 ④相続人からの依頼の場合は、別途相続関係業務の費用がかかります。		

II. 自己破産・個人民事再生申立書作成（非事業者の場合）

項目	書類作成報酬（消費税別）	おもな実費（別料金）
1. 自己破産	借入先5社まで200,000円 ※以降+1社毎に10,000円	○通信費 ○印紙代 ○予納金
	※同じ会社でも合併前は別会社であったもの、支店やブランドが異なる契約は、別会社として計算させていただきます。	
2. 個人再生	借入先5社まで250,000円 ※以降+1社毎に10,000円	○通信費 ○印紙代 ○予納金
	※同じ会社でも合併前は別会社であったもの、支店やブランドが異なる契約は、別会社として計算させていただきます。 ※住宅ローンがある場合には、上記報酬額に50,000円が加算されます。ただし、住宅ローンの借入先との協議等は、依頼人自身が行うこととなります。	
3. 振込代行料	振込回数×500円	○振込手数料
4. 相談料	相談のみの場合：初回90分無料 以降：10分毎に1,000円	
5. 日当	依頼人の求めに応じ裁判所に同行する場合など（移動時間含む） →30分毎に3,000円（ただし1日48,000円まで）	
6. その他	<p>①本業務は書類作成業務のため、原則として申立手続きの完了をもって上記報酬額の全額を請求いたします。ただし、自己破産で免責不許可の場合や個人再生で不認可の場合、その事情により相当額を減額いたします。</p> <p>②申立書作成途中で依頼人都合による契約解除、依頼人の委任契約違反を原因とする辞任、または弁護士等に再委任した場合は、書類の作成状況に応じた報酬を請求させていただきます。</p> <p>③任意整理案の提示前に自己破産・個人再生に移行する場合には、自己破産・個人再生の報酬のみを請求できるものとし、任意整理の基本報酬との過不足額を清算いたします。</p> <p>④任意整理案の提示後に自己破産・個人再生に移行する場合には、任意整理の報酬とは別に自己破産・個人再生の報酬を請求できるものとします。ただし、その事情により相当額を減額いたします。</p> <p>⑤個人再生申立後に自己破産に移行する場合には、個人再生の報酬とは別に自己破産の報酬を請求できるものとします。ただし、その事情により相当額を減額いたします。</p> <p>⑥自己破産が棄却又は免責不許可となったため、改めて個人再生の申立をする場合には、自己破産の報酬とは別に個人再生の報酬を請求できるものとします。ただし、その事情により相当額を減額いたします。</p> <p>⑦自己破産・個人再生とは別に過払金の返還を受けた借入先があるときは、別途過払金返還請求分の報酬を請求いたします。</p> <p>⑧不動産の任意売却が必要な場合は、当該不動産の登記申請手続費用は、別途不動産登記報酬規定によります。</p>	